

さいたま市特別職報酬等審議会

< 第 2 回 資料 >

開催日：平成26年10月29日（水）

場 所：ときわ会館 中ホール

<資料目次>

1. 特別職等期末手当	
・ 特別職報酬等審議会における期末手当の改定状況等	1
・ 政令指定都市の特別職・議員等の期末手当支給月数について	2

特別職報酬等審議会における期末手当の改定状況等

年度	特別職報酬等審議会の審議及び結果				市職員（一般職）の改定状況		【参考】 国の指定職（事務次官等）の改定状況	
	期末手当にかかる審議内容・結果	改定月数	実施時期	改定後の年間支給月数	期末・勤勉手当（ボーナス）		期末・勤勉手当（ボーナス）	
					改定月数 (実施時期)	改定後の年間支給月数	改定月数 (実施時期)	改定後の年間支給月数
21	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、「0.20月分の引下げ」を答申	△0.20月	H21.12～	3.30月 ⇒ 3.10月	△0.35月 (H21.12～)	4.15月	△0.25月 (H21.12～)	3.10月
22	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、「0.15月分の引下げ」を答申	△0.15月	H22.12～	3.10月 ⇒ 2.95月	△0.20月 (H22.12～)	3.95月	△0.15月 (H22.12～)	2.95月
23	「据置き」を報告	(据置き)	—	2.95月	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
24	「据置き」を報告	(据置き)	—	2.95月	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
25	「据置き」を報告	(据置き)	—	2.95月	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
26	【第1回審議会結果：改定（引上げ）】			2.95月 ⇒ . 月	【H26.9.19 人事委員会勧告】		【H26.10.7 閣議決定・法案提出】	
					0.15 (H26.12～)	4.10月	0.15 (H26.12～)	3.10月

政令指定都市の特別職・議員等の期末手当支給月数について

(単位:月)

区分	年度別支給月数											
	H21		H22		H23		H24		H25		H26	
	支給月数	支給月数	前年差	支給月数	前年差	支給月数	前年差	支給月数	前年差	支給月数	前年差	
札幌市	3.10	2.95	△ 0.15	2.95	0.00	2.95	0.00	2.95	0.00			
仙台市	3.10	2.95	△ 0.15	2.95	0.00	2.95	0.00	2.95	0.00			
新潟市	3.10	2.95	△ 0.15	2.95	0.00	2.95	0.00	2.95	0.00			
千葉市	4.15	3.95	△ 0.20	3.95	0.00	3.95	0.00	3.95	0.00			
川崎市	3.10	2.95	△ 0.15	2.95	0.00	2.95	0.00	2.95	0.00			
横浜市	4.15	4.00	△ 0.15	4.00	0.00	4.00	0.00	4.00	0.00			
相模原市	3.10	2.95	△ 0.15	2.95	0.00	2.95	0.00	2.95	0.00			
静岡市	4.10	3.90	△ 0.20	3.90	0.00	3.90	0.00	3.90	0.00			
浜松市	4.385	4.185	△ 0.20	4.185	0.00	4.185	0.00	4.185	0.00			
名古屋市	3.10	2.95	△ 0.15	2.95	0.00	2.95	0.00	2.95	0.00			
名古屋市議員等	3.10	3.10	0.00	3.10	0.00	3.10	0.00	3.10	0.00			
京都市	3.10	2.95	△ 0.15	2.95	0.00	2.95	0.00	2.95	0.00			
大阪市	4.15	3.95	△ 0.20	3.95	0.00	3.95	0.00	3.95	0.00			
堺市	4.15	3.95	△ 0.20	3.95	0.00	3.95	0.00	3.95	0.00			
神戸市	4.10	3.90	△ 0.20	3.90	0.00	3.90	0.00	3.90	0.00			
岡山市	4.15	3.95	△ 0.20	3.95	0.00	3.95	0.00	3.95	0.00			
広島市	4.15	3.95	△ 0.20	3.95	0.00	3.95	0.00	3.95	0.00			
広島市議会議員等	4.10	3.90	△ 0.20	3.95	0.05	3.95	0.00	3.95	0.00			
北九州市	3.05	2.90	△ 0.15	2.90	0.00	2.90	0.00	2.90	0.00			
福岡市	3.10	2.95	△ 0.15	2.95	0.00	2.95	0.00	2.95	0.00			
熊本市	3.10	2.95	△ 0.15	2.95	0.00	2.95	0.00	2.95	0.00			
さいたま市	3.10	2.95	△ 0.15	2.95	0.00	2.95	0.00	2.95	0.00			

※名古屋市、広島市においては市長・副市長と議員等で支給月数が異なっているため議員等を別に記載しています

< 参 考 >

国の指定職	3.10	2.95	△ 0.15	2.95	0.00	2.95	0.00	2.95	0.00	3.10	0.15
-------	------	------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------